

□ 防災 Q & A

皆さまからよくある防災についての質問とその答えをまとめました！

Q：大震災のとき、どこに避難すればよいのか。

A：練馬区では、避難する場所として区立の小・中学校を避難拠点に位置付けています。周囲の災害状況を確認したうえで安全に向かうことのできる避難拠点に避難してください。



Q：避難場所では、避難生活ができる備えは整っているのか（食糧、トイレ、寝具など）。

A：区内の各避難拠点には600名分の1日分の食糧、必要最低限の燃料、仮設トイレ等を備蓄しています。2日目以降は東京都等からの援助を受ける体制をとっています。



Q：災害時に家族や知り合いに連絡するにはどうすればよいのか。

A：災害時には被災地への電話が殺到し、つながりにくくなります。そこで災害用伝言ダイヤルや携帯各社の提供する災害用伝言板が有効になります。また、ご家族の間で、災害時にどのような手段で連絡を取り合うか、話し合っておくことが重要です。



【参考】災害伝言ダイヤルの使い方は、171をダイヤルしてガイダンスに従って伝言の録音再生をします。

Q：最近、「関東でM7級の直下地震が、4年以内に70%の確率で起こる」という発表があったが、区では防災対策の取り組みを進めているのか？

A：いつ地震が起こっても対応できるように、これまでも練馬区災害対策条例に基づいて計画的な防災対策を実施しています（詳細は練馬区公式ホームページの「地域防災計画」をご覧ください）。これからも、これらの取り組みを強化・継続していきます。

【参考】4年以内にM7級70%試算、精度低い…国の委員会（2/9 毎日新聞より）

M7級の地震が4年以内に70%の確率で発生する可能性があるとして、東京大学の地震研究所が発表しましたが、国の地震調査委員会では「数える地震の規模や、発生領域の設定によって確率は大きく変動するため、誤差が大きい」とし、従来の長期予測である「30年以内の発生確率は70%」は変更しないと発表しました。「しかし、30年以内に70%でも切迫している状況には違いない」と述べました。



北町地区まちづくりリニューース

平成24年3月 第39号

発行：練馬区環境まちづくり事業本部
都市整備部 東部地域まちづくり課
編集協力：(株)首都圏総合計画研究所
(まちづくりコンサルタント)

北町地区では、災害に強く安全で住みよいまちをめざして、密集住宅市街地整備促進事業を進めております。この事業では、災害に強い住宅への建替えの促進、道路・公園などの基盤整備に取り組んでいます。

今回のニュースでは、まちづくり講座の開催報告と、防災に関して寄せられた質問への回答、北町ふれあい公園の拡張整備について地域住民を中心に検討を行った「北町ふれあい公園の拡張を考える会」の提案をご紹介します。

□ 大地震に備えて私たちに何ができるのか！？

2月13日（月）に「第16回まちづくり講座」を開催しました。当日は練馬区防災課担当を講師に招き「大地震に備えて私たちに何ができるのか」をテーマに、①東日本大震災での区の見直し紹介、②大地震に対する区の見直し方針、③復興まちづくりの記録映像（阪神淡路大震災時のもの）、の3つの内容を講演しました。



▲当日の様子

講演後の意見交換では、住宅の耐震診断・耐震補強、および家具の転倒防止の相談などがありました。

【自宅での防災対策】

阪神淡路大震災の死因は約80%が圧死

大切なことは…？

家が倒れないようにする！

何をすれば良い…？

「住宅の耐震診断・耐震補強」
練馬区の公式ホームページを閲覧していただくか、下記の担当窓口にお問合せください。

都市整備部 建築課 建築安全係
TEL：03-5984-1938（ダイヤルイン）

大切なことは…？

家具や本棚が倒れないようにする！

何をすれば良い…？

「家具の転倒防止」
防災用品はホームセンター等で購入されるか、区で実施しているあっせん制度をご利用ください。

危機管理室 防災課
TEL：03-5984-2601（ダイヤルイン）

□ 住まいの相談会を開催しました！

「第16回まちづくり講座」にあわせて、「住まいの相談会」を開催しました。建替え・改修などの際に受けられる支援制度や、拡張予定の道路整備に伴う建替えなどのほか、住まいに関することについて広くご相談をいただきました。今回も前回に引き続き、耐震に対する相談が多く寄せられました。当日、参加ができなかった方で、耐震の相談がある方は下記の問合せ先までご連絡ください。

問合せ先 都市整備部 建築課 建築安全係
TEL：03-5984-1938（ダイヤルイン）

問合せ先 練馬区 環境まちづくり事業本部 都市整備部 東部地域まちづくり課
TEL：03-5984-4749（ダイヤルイン）
担当：小板橋・小山・星野



「北町ふれあい公園の拡張を考える会」による提案がまとまりました！！

概要

北町ふれあい公園は北町1・2丁目の中央に位置し、平成19年4月に都営住宅の跡地に開園した公園です。整備するにあたり、平成16年に立ち上げた「都営住宅跡地の公園を考える会」により公園づくりの検討が行われ、当会の提案を受けて整備を行いました。

平成23年度、区は北町ふれあい公園の西側の用地を、公園の拡張用地として取得しました。そこで、地域住民が主体となって、公園の整備に向けた検討を行うため「北町ふれあい公園の拡張を考える会」を平成23年9月に立ち上げ、全4回開催し、右図のとおり提案をとりまとめました。公園の拡張部分は、平成26年度に開園を予定しています。

現在の公園面積 1,325㎡(約401坪) → 拡張後の公園面積 2,466㎡(約746坪)



今後の流れ(予定)

【平成23年度】
「北町ふれあい公園の拡張を考える会」の開催
(公園整備の案を区に提出)

【平成24年度】
基本設計、および実施設計

【平成25年度】
整備工事 完成

【平成26年度】
開園 (4月予定)

公園づくりの方針(コンセプト)

幅広い年代が使える公園

時間帯に応じて幼児から高齢者まで気軽に利用でき、みんなが楽しめる、明るい公園にする

私たちの公園だという意識が持てる公園

地域住民で花壇の管理などをする事で、身近な私たちの公園にする

経済性の良い公園

経費がかからず、管理がしやすい公園にする

シンボルのある公園

特徴のある遊具・シンボルツリーなどの設置を行うことで、多くの人が集まり、利用される公園にする

公園の計画案

隣接する住宅との境界周辺には、带状に中低木を配置

砂ぼこりが近隣に飛び散らないようダスト舗装にする
遊具などは置かず、子どもたちが走り回れるようにする

夏場のみ稼働するミストを設置

段差部分のイメージ ※イメージですので、全く同じものができるわけではありません



1m幅の歩道状空気を整備

住民が管理できる花壇スペースと、水場(水やり用)を設置

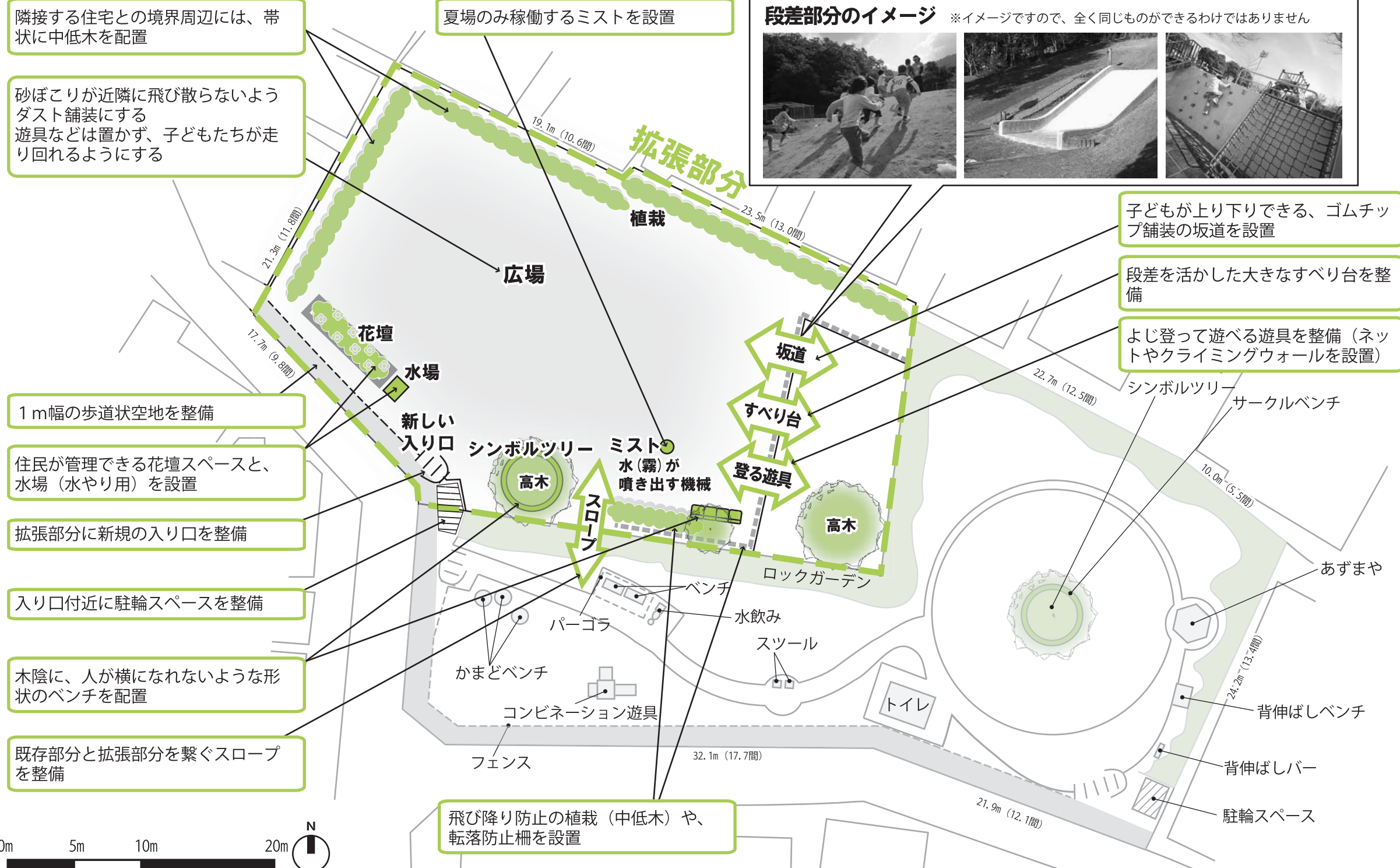
拡張部分に新規の入り口を整備

入り口付近に駐輪スペースを整備

木陰に、人が横になれないような形状のベンチを配置

既存部分と拡張部分を繋ぐスロープを整備

飛び降り防止の植栽(中低木)や、転落防止柵を設置



子どもが上り下りできる、ゴムチップ舗装の坂道を設置

段差を活かした大きなすべり台を整備

よじ登って遊べる遊具を整備(ネットやクライミングウォールを設置)

シンボルツリー

サークルベンチ

あずまや

背伸ばしベンチ

背伸ばしバー

駐輪スペース